氏名（本籍）	斉藤健一郎
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	博甲第　7208　号
学位授与年月日	平成　27　年　3　月　25　日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	法、時間、既得権　－法の時間的効力の基礎理論的研究－

主　査	筑波大学教　授	修士(法学)	岡　上　雅　美
副　査	筑波大学准教授	博士(法学)	村　上　正　子
副　査	筑波大学准教授	修士(法学)	星　野　　豊
副　査	慶應義塾大学教授	博士(法学)	磯　部　　哲
副　査	同志社大学教授	博士(法学)	横　田　光　平

論　文　の　要　旨

本論文は、法の時間的効力の問題につき、公法学・私法学の双方を視野に入れて、歴史的・基礎理論的分析を行うものである。ある法令が制定または改廃されるとき、立法や法適用において、新法の波及効果はどのように位置づけられ、考慮されるべきなのだろうか。旧法下で生じた法関係や法的地位等との関係における新法の効力は重要であるため、新法の定立にあたっては経過規定が定められる。法適用に際しても、判例はこの問題に対峙してきた。そして、旧法から新法への経過措置に関して、立法者は、問題解決のための第１の基礎理念を「既得の権利ないし地位の尊重・保護」であると解してきた。しかしながら、立法・判例のよって立つ「既得権」等の基礎理念が曖昧なままであり、この点に対する学問的立場からの統一的な検討がなされていないという点に、本論文の出発点となる問題意識がある。そこで、「既得の権利ないし地位の尊重」、これと密接に関連するものとして論じられてきた「法律の不遡及原則」、及び、両者の関係についての基礎理論的考察が求められており、本論文はこの課題に取り組もうとするものである（序章)。

第一部は、明治期から戦前までの日本法を検討した。第一章では、日本近代法の出発点に遡り、明治期のボアソナード草案に始まる「法例」の制定過程を分析する。「法例」についてのボアソナード草案（旧「法例」）第２条では、フランス法学説上の既得権理論が学説において受容されたものの、その後のドイツ法の影響の下に成立した「法例」では当該規定が削除され、個別法によって場合ごとに処理することとなった。以上を背景とした同時期の学説についても華族世襲財産法をめぐる議論等を素材として考察を加え、不遡及原則と既得権が峻別されたことを確認する。

第二章では、私法・公法の個別法律に係る判例・学説上の議論を分析し、まず私法分野における建物保護法、利息制限法に関する判例分析、及び借家法・借地法、身元保証法をめぐる学説の展開の検討を通じて、個別法の処理、すなわち立法実務に依存することとなった過程を明らかにする。これに対し、公法分野については既得権論が批判され、行政裁判所においては既得権及び不遡及原則が否定されたように見える裁判例もあった。学説では、不遡及を定める規定がない場合には、新法の立法目的を重視して遡及効を許容する見解が多く、また、旧法下で生じた権利は、旧法の改廃と共に消滅すると解され、例外は法令の経過規定によって定まるとされたため、新法の時間的効力を制限するか否かは、法律規定の存否に依存すると形式的に理解されたこともあり、一般には美濃部達吉を除いて、学説上の関心は低かったといえる。

第二部では、日本法が当初受容しようとした、法の時間的効力に関するフランス法の裁判・理論の蓄積を19世紀から20世紀前半にまで歴史的に辿る。第三章において、1804年制定のフランス民法典2条は、「法律は将来についてしか規定せず、遡及効を有するものではない」という不遡及原則を定めたが、19世紀の学説は、不遡及原則とは既得権の不可侵であるとの既得権論を打ち立てた。民法典制定当初の期待論に対して、メルランらによって打ち立てられたとされる既得権論の基礎には所有権的発想があり、ここには「法的時間」の契機があったが、学説の変容を経て、19世紀末にはヴァレイユ・ソミエールらによって既得権論は根本的に批判され、「物理的時間」によって不遡及原則と既得権論を峻別した形式的理論が導かれた。

第四章では、公法では警察規制立法や政治的法律において既得の権利・地位の問題と時間的効力の問題が分離され、こうした状況を踏まえて公法学説においても既得権論に批判的な多彩な公法理論が展開されたが、その諸理論を検討する。レオン・デュギらの客観法説は「法的時間」を完全に捨象してしまったが、これに対して、既得権概念を再構成し、時間の要素を組み込んで法の重層構造を理論化したモーリス・オーリウの法理論が注目される。

以上のフランス法の考察を経て、終章は、フランス法の議論を「法的時間」の主観的構成と「物理的時間」の客観的把握の二潮流に整理し、前者では法的時間が一時点に集約されてしまう一方、後者では法の時間的効力の多様性を解析できないとした上で、オーリウの法理論に示唆を得て、行政上の法的地位を時間経過に伴う多様な状況変化との関係で漸進的に変化していくものとして直截に捉えるべきとの結論を導く。

審　査　の　要　旨

1　批評

法の時間的効力という問題は、当事者の権利実現にとって実際上重要な意味を持つにもかかわらず、立法実務における経過規定にもっぱら委ねられてきた。本論文は、このような法学の基礎に属する大きな主題に着目し、従来考察の手薄であった分野で正面から学問的考察を行った点を高く評価することができる。

本論文は、基本的には行政法からの問題意識から出発しているが、問題の根源を探るべく、私法領域における理論展開について明治期の旧「法例」に遡って詳細な検討を加え、さらに、この理論展開の母法となっているフランス法につき、ナポレオン民法典にまで遡って理論展開を詳細に検討する。歴史研究を踏まえた問題の根源への探求は、その考察に説得性を与えており、法律学の古典的な文献を網羅的かつ丁寧に紹介し検討したことは、学問的な労作といえる。

他方、当時の諸学説の分析として、19世紀末から20世紀初めにおけるフランス公法の目覚ましい理論展開の時期について、レオン・デュギ、モーリス・オーリウといった、難解な部分も多く含む主要学説を鋭く分析し、とりわけオーリウに関しては版を重ねて変遷するその学説につき各版を年代ごとに丹念に追い、その変遷についても丁寧な分析を行っており、学問的に貴重な資料となった。また、他の部分における学説分析についても、それぞれの学説について隈なく検討を加え、論文全体として検討内容にムラのない非常にバランスのとれた研究となっている。

本論文は、全体として法学の基本問題に対する極めて抽象度の高い基礎理論的考察を行うものであり、本格的法学基礎研究の名に値するといえよう。対象が「法の時間的効力」という基礎理論に属するものであるがゆえに、今後も、多くの具体的な法的問題に影響を与えうる汎用性の高い研究であり、今後の発展も期待することができる。

論文の内容、結論についても、後の学説によって否定された19世紀フランス民法の既得権論に、むしろ「物理的時間」とは異なる「法的時間」の主張を見出し、法の時間的効力に関する基本的な考え方を導く手がかりとする点は、上記のような丁寧な検討の結果として無理のない立論であり、重厚な考察とあいまって相当に説

得力のあるものである。この点において、本論文は、法学研究として、当該分野に新たな重要な知見を示したものといえる。

もっとも、上記のように様々な点で高水準と評価しうる本論文にもいくつかの不十分な点がないわけではない。①本論文の要となる「既得権」「法律の（不）遡及」概念について、分析対象である学説・判例がどのような意味を持つものとして両概念を用いているかが明確でないことをうけて、学説・判例を丹念に辿った本論文においてもなお、両概念の意味が必ずしも明確にされていない点、そのこととも関係して「既得権」と「法律の（不）遡及」の関係が十分に明らかでない点が指摘されよう。②また、個別的な点についても細かくみると、１９世紀という１世紀にわたるフランス民法学説の変遷過程において、それぞれの時期の学説がどのような具体的問題、理論背景の下で主張されたのか、また、判例分析が注目されるオーリウにあって本論文が検討したオーリウ学説がどのように具体的判例評釈にあらわれているかまで検討すべきではなかったか、といった点が指摘される。③さらに、「法的時間」と並んで主張される「客観法的思考」については本論文だけでは論証が十分でないのではないかといった点もある。また、④若干の点において、説明の単純化が見られ、論証の粗さが見られるところもある。

しかしながら、①については、分析対象における概念の混乱にあって、本論文の主眼はむしろ、全体としての議論状況の整理であり、その概念の混乱の歴史的な発生とその後の流れの分析にある。②及び③については、本論文で得られた知見を用いた、さらなる応用部分に属するもので、それ自体が別途の考察を必要とする一個の研究テーマになりうるものであり、今後の課題として位置づけられるべきであろう。④については、全体としての論文の水準の高さから見て、それを損なうほどの欠点ではないものと考えられる。

以上のとおりであるから、本論文は、全体として行政法の分野で新たな知見を付け加えるものであり、十分なデータに基づく、質の高い研究成果ということができる。

２　最終試験

平成２７年２月９日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

３　結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。